



埼玉県報

第 2922 号
平成 29 年(2017 年)
8 月 1 日
火曜日

目次

訓令

- 埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令（出納総務課）

告示

- 埼玉県税務システム運用管理業務委託に関する入札公告（税務課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会の委員の選挙期日（八潮新都市建設事務所）
- 汎用型地図システム用サーバ機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 情報分析デジタル地図の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道根岸本町線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道根岸本町線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

正誤

- 埼玉県収用委員会告示第 1 号中訂正（収用委員会事務局）

埼玉県訓令第第八号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年八月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県公用車管理規程（昭和五十六年埼玉県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「埼玉県さいたま県税事務所

を

埼玉
埼玉
埼玉

県さいたま県税事務所

県川口県税事務所

県朝霞県税事務所

に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第9条、第9条の2関係）

安全運転管理者等選任・解任報告書																									
会計管理者 様												年 月 日													
安全運転管理者等を選任・解任したので、												保有機関の長													
公用車管理規程第9条第1項の規定に基づき報告します。																									
自動車等の 使用の本拠	保有機関							管理対象自動車等（保有台数）																	
	位 置							種 別		台 数		種 別		台 数											
選任された安全 運 転 管 理 者 (正・副) の 職・氏名		生年月日			選任年月日			大型貨物自動車				マイクロバス													
		年 月 日			年 月 日			大型特殊自動車				自動二輪車													
		歳						大型バス																	
								普通貨物自動車 (軽貨物車を含む。)																	
								普通乗用自動車 (軽乗用車を含む。)																	
フリガナ												合 計													
解任された安全 運 転 管 理 者 (正・副) の 職・氏名		解 任 年月日		年 月 日				運 転 者 数	免 許 種 別	大型		中型		準 中 型	普通		大特		大 型 自 二	普 通 自 二	小 特	原 付	けん 牽 引		計
		解 任		1 死亡						一	二	一	二		一	二	一	二					一	二	
		理 由		2 退職						種	種	種	種		種	種	種	種					種	種	
		3 転任																							
		4 解任命令																							
		5 その他 ()																							
フリガナ																									

注 1 選任及び解任が同じ日に行われたときは、選任及び解任の報告を同一の用紙に記入すること。

2 副安全運転管理者が第9条の2の規定により選任（解任）された場合は、所属の課所名も記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県税務システム運用管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年10月2日（月）から平成32年12月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 都道府県若しくは政令指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）又はこれらと同程度の人口規模を有する自治体の税務システムについて、維持・運用業務の実績を有する者であること。
- (6) 「ISO/IEC 27001」の要求事項に適合していることの認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 埼玉県に係る徴収金に滞納がない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税務システム担当 谷本 電話048-830-2662（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

本件入札の公告日から平成29年9月5日（火）午後5時までの間、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月27日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月26日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (4) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月26日（火）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務電算室 平成29年9月27日（水）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年9月5日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年8月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Operation and management services for the Saitama Prefectural Taxation System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., September 27, 2017.

By registered mail or in person: 5:00 p.m., September 26, 2017.

(3) Contact Information:

Taxation System Group, Taxation Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2662

告示

埼玉県告示第八百七十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
山口 毅	埼玉県さいたま市見沼区大和田町二丁目九百四十五番地三	埼玉県さいたま市北区見沼二丁目八十二番	八〇〇
五十嵐 和敏	埼玉県加須市戸室千四十四番地二	埼玉県加須市戸室字七番六百四十一番ほか三筆	三、八六八
大塚 國夫	埼玉県加須市戸室千七十一番地	埼玉県加須市戸室字五番四百九十七番一	九九〇
清水 文章	埼玉県加須市上種足三千三百十九番地二	埼玉県加須市上種足五千七百六番	一、一五〇
関根 喜良	埼玉県加須市中種足千二十五番地	埼玉県加須市中種足三千七百二十四番	八六五
都築 克己	埼玉県加須市下種足四百八十三番地二	埼玉県加須市中種足三千七百九十二番	四、六四三
福田 正司	埼玉県加須市中種足千五百四番地	埼玉県加須市中種足四千二番	二、五六九

有限会社みのり	ひびきの農産株式会社	田村 勝	木村 保	株式会社満洲フ アーム	株式会社CTI フロンティア	安羅岡 信一	野口 憲一	鈴木 敏夫	渋谷 邦之	風間 幹秀
埼玉県児玉郡美里町大字駒衣四百八十一番地二	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一	埼玉県児玉郡美里町大字広木百五十七番地一	埼玉県本庄市児玉町入浅見九百十三番地一	埼玉県鶴ヶ島市脚折百十五番地一	東京都中央区日本橋浜町三丁目二十一番一号	埼玉県羽生市大字上新郷五千九百九番地	埼玉県羽生市大字上新郷五千八百九十七番地	埼玉県羽生市大字上新郷千四百五十九番地一	埼玉県羽生市大字上新郷千三百三十一番地	埼玉県行田市大字富士見町二丁目六番地十九
埼玉県児玉郡美里町大字古郡字志戸川八百十二番一ほか一筆	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字市場六番ほか二筆	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字市場六番ほか一筆	埼玉県児玉郡美里町大字古郡字遠切七百五十番	埼玉県坂戸市大字浅羽字内出九百四十五番ほか十一筆	埼玉県久喜市菖蒲町柴山枝郷字小塚下四百四十七番一ほか二十五筆	埼玉県羽生市大字上新郷字桑木内千六十一番ほか三十二筆	埼玉県羽生市大字上新郷字並木六千四百五十五番一ほか三筆	埼玉県羽生市大字上新郷字堀返シ千四百九番ほか一筆	埼玉県羽生市大字上新郷字住吉上千二百五十番一ほか八筆	埼玉県羽生市大字上新郷字六反坪五百八十四番ほか百四筆
一、六九九	四、一一五	二、八六四	一、二五一	一七、四〇四	一五、四六一	一三、〇七三	一、四五九	二、〇八九	二、二二七	一六八、九〇五

二 認可年月日

平成二十九年七月二十五日

告 示

埼玉県告示第八百七十一号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第十九条の規定により、草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成二十九年十一月五日と定めた。

平成二十九年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

汎用型地図システム用サーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日（月）から平成34年12月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月11日（月）午前10時25分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月8日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月11日（月）午前10時25分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年9月11日（月）午前10時35分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年8月31日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年8月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of server appartus for map systems.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:25 a.m. September 11,2017 By mail;5:00 p.m. September 8,2017 In person;10:25 a.m. September 11,2017
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第八百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年八月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

情報分析デジタル地図の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日（月）から平成34年12月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月11日（月）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月8日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月11日（月）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成29年9月11日（月）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年8月31日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年8月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Information Analyzing Digital Map.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:20 a.m. September 11,2017 By mail;5:00 p.m. September 8,2017 In person;10:20 a.m. September 11,2017
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 根岸本町線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで</p> <p>同市上青木一丁目一〇番一地先</p>	<p>先から</p> <p>川口市上青木三丁目一番一〇地</p>	<p>区 間</p>
<p>一八・〇〇</p> <p>）</p> <p>一八・〇〇</p>	<p>一一・五〇</p> <p>）</p> <p>一一・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一・四五</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

<p>根岸本町線</p>	<p>路線名</p>
<p>川口市上青木三丁目一番一〇地先から 同市上青木一丁目一〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年八月一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年八月一日付け埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第五号で告示した道路 予定区域の一部供用開始である。 延長一・四五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年八月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年四月二十五日

指令川建セ第二九〇〇一〇号

二 検査済証番号

平成二十九年七月二十七日

川建セ第二九〇〇一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字鹿下字柿枝四百四十五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市緑町十九番十七・二〇七号新井ハイツ

吉田 諒平

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年八月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年七月十九日

指令川建セ第二八〇〇二五二号

二 検査済証番号

平成二十九年七月二十六日

川建セ第二九〇〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都四十八番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡五丁目七番十四・二〇八号

持田 秀敏

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年八月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年七月十四日

指令越建セ第二八〇〇二三二号

二 検査済証番号

平成二十九年七月二十六日

越建セ第一五四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島四百三十番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町百間六丁目六百十二番地六 五号棟

松尾 晃太、松尾 真理亜

正 誤

埼玉県収用委員会告示第一号（平成二十九年五月三十日第二千九百四号）中訂正

ページ 行

一 前から二十七

誤

「第二条第六項第二号」

正

「第二条第四項第二号」

ページ 行

一 前から二十七

誤

「第二条第六項第一号」

正

「第二条第四項第一号」

ページ 行

一 前から二十九

誤

「第二条第六項第一号」

正

「第二条第四項第一号」